

## 那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ冠事業取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、那覇文化芸術劇場なは一と（以下「なは一と」という。）の開館にあたり、事業の名称になは一とこけら落としシリーズである旨を冠して実施する事業（以下「冠事業」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (冠称及び対象事業)

第2条 冠の名称（以下「冠称」という。）は、那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズとし、認定の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が適当と認める事業は、この限りでない。

- (1) 舞台芸術の公演であり、かつ那覇市の施策の推進に貢献する事業
- (2) 劇場のこけら落としシリーズを飾るにふさわしい内容の事業
- (3) 大劇場及び小劇場の客席数の7割以上の入場者数を見込める事業
- (4) 多くの市民・県民が鑑賞することができる事業
- (5) 20歳以上の個人又は文化芸術団体等が主催する事業
- (6) 開催期間が令和4年1月3日から令和4年3月31日までの期間に含まれる事業。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象事業としない。

- (1) コンクール及びオーディション等の事業
- (2) 特定の来場者を対象にするなど入場者が限定される事業
- (3) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがあると認められる事業
- (4) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業
- (5) 商業団体による宣伝的要素が強い事業
- (6) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与する事業
- (7) その他市長が不適當であると認める事業

### (申請)

第3条 対象事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ冠事業認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### (認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、事業の内容を審査し、その可否を那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ冠事業「認定」決定通知書（第2号様式）又は那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ冠事業「不認定」決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の認定に当たり、申請者に対して事業の名称に冠称をつけて実施させるほか、必要に応じて条件を付することができる。

3 第1項の規定により認定した冠事業は、これを広報紙等に掲載するものとする。

(利用料金)

第5条 前条の認定を受けた者（以下「事業者」という。）が実施する当該事業に要する施設利用料金（附属設備使用料及び空調設備使用料を含む）は、無料とする。ただし、利用料金を無料とする期間は、次の各号に定める利用方法に応じて、当該各号に定める期間に限るものとし、当該期間を超過した期間における利用料金は、事業者の負担とする。

(1) 大劇場利用 準備、後片付け及び練習を含め最大3日間まで

(2) 小劇場利用 準備、後片付けを含め最大5日間まで

(事業変更等)

第6条 事業者は、当該事業の内容等を変更し、又は事業を中止するときは、速やかに那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ冠事業変更（中止）申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、事業者が当該事業を中止したときは、前条により無料とした額から那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則（令和2年那覇市規則第46号）第9条により使用料を還付した場合の額を差し引いた額の額を支払わなければならない。

(実績報告)

第7条 事業者は、事業終了後、2週間以内に那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ冠事業実績報告書（第5号様式）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(認定取消等)

第8条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。この場合において、認定を取り消された事業者は、第5条により無料とした利用料金を支払わなければならない。

(1) この告示に定める事項に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 認定の条件に違反したとき。

(3) 提出書類の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(4) その他市長が不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、速やかにその旨を那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ冠事業認定取消通知書（第6号様式）により当該事業者へ通知し、期間を定めて第5条により無料とした使用料を請求するものとする。

(損害賠償)

第9条 市長は、前条の規定による認定の取り消しにより事業者へ損害が生じた場合であっても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

2 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は、当該紛争に関して、損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年3月31日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年6月30日限り、その効力を失う。